

福島復興再生基本方針の改定案に対するご意見及びそれらに対する考え方について

※ご意見につきましては、適宜整理又は要約して取りまとめており、同趣旨のご意見はまとめて記載しております。
※1件のご意見で複数の内容を含むものがあるため、ご意見の総数と項目毎の意見数の合計は一致しません。

番号	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	・意見募集期間が短すぎる。30日間の募集期間を確保すべきではないか。 ・意見募集について、もっと大々的に公表し、意見を募るべきではないか。 ・提出意見の制限文字数が短いのではないか。 (計14件)	行政手続法上、命令等を定めようとする場合には、意見提出期間(30日以上)を定めて広く一般の意見を求めることが必要である旨規定されています。 一方、福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法に基づき、福島の復興及び再生に向けて政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項を定めるものであり、国民の権利利益に関する命令等を定めているものではありません。 このため、福島復興再生基本方針は、行政手続法に定める意見公募手続きが適用されるものではありませんが、本基本方針の改定の重要性に鑑み、任意でパブリックコメントを実施したものです。 また、提出意見の制限文字数については、昨年8月に改定した福島復興再生基本方針のパブリックコメントと同様の設定とさせていただきます。 なお、本意見募集については、e-Govのパブリック・コメントページでの意見募集開始に合わせて、復興庁のホームページのトップ画面に「重要なお知らせ」として掲載しております。
2	・「将来的に」という漠然とした見通しを示しながら、一方では根拠を示さず「5年を目途に」とする矛盾というか論理に一貫性がなく問題である ・県外移住者の選択を尊重しているのか。 ・帰還困難区域への帰還は禁止とすべきではないか。 ・以前と同様の生活行動が出来る住環境を構築することが福島県民が生活する県土の復興再生の基本ではないか。 (計4件)	特定復興再生拠点区域外については、「拠点区域外の自宅に帰りたい」という住民の皆様の切実なお声や、拠点区域外への帰還居住に向けた方針を早急に示してほしい、との地元の強い要望等を頂いてまいりました。 こうした状況を受け止め、拠点区域外について、まずは2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々全員帰還できるよう、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う、という基本的方針を2021年(令和3年)8月に決定し、令和5年6月に同方針の実現を目的とした「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」を公布・施行したところです。 今般の福島復興再生基本方針の改定は、上記法律の公布・施行を受けて、特定復興再生拠点区域と同様、特定帰還居住区域を設定するに当たっての基本的な考え方や、特定帰還居住区域復興再生計画の認定基準について、国会での御審議も踏まえて、新たに記載を追加するものです。 政府としては、本改定の早期決定を図り、帰還意向のある住民の方々の一日も早い帰還を目指して全力で取り組んでまいります。
3	・空間線量率の状況だけでなく、土壌の汚染状況も計測すべきではないか。 ・事故前に定められていた放射線量の基準値以下に低減させてから、帰還の意向を聞くという順序が適当なのではないか。 ・帰還の意向を確認する前に、すべての地域を年間1mSv以下に低減させるべきではないか。 ・「一般公衆の許容被曝線量・年間1mSv」という事故前の法令との整合性が取れていないのではないか。 (計8件)	国際的に合意されている科学的知見では、放射線による発がんのリスクは100mSv以下の被ばく線量では他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。 日本政府は、国際放射線防護委員会(ICRP)が、事故後長期にわたって回復・復旧を目指す時期(現存被ばく状況)においては年間1～20mSvの下方部分から状況に応じて適切な参考値を設定するよう勧告していることを踏まえて、長期目標として、個人が受ける被ばく線量が先の範囲の下限値である年間1mSv以下になることを目指しています。 この長期目標の実現に向け、個人線量の測定・管理や放射線相談体制の整備、食品の安全管理への支援等の、各自治体の実情に応じた総合的・重層的な防護措置を進めることにより、被ばく線量の低減を図っています。
4	・本基本方針は、廃炉工程見直しの上で、策定し直すよう強く求める。 ・「福島復興再生基本方針」は、福島原発事故被害者のための復興にならない。改定案も含め基本方針の撤回を求める。 (計2件)	本方針は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るために必要な取組をまとめたものです。福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であると認識しており、皆様のご意見も踏まえながら、福島の本格的な復興・再生に向けて取り組んでまいります。
5	・避難指示解除後帰還する以外の選択をした原発事故被害者に対しても、その具体的要望に応じた子ども被災者支援法に基づく施策がきちんと取られるべき。 (計1件)	原子力災害被災地域等からの避難者については、避難生活の長期化等の事情を踏まえた丁寧な支援を継続することが課題であると認識しております。子ども被災者支援法の下では、自主避難者の方々への支援として、公営住宅の入居円滑化措置や母子避難者等に対する高速道路の無料措置など、様々な支援策を行っているところです。 復興庁としては、引き続き、様々な機会をとりえ、被災者の皆様のお声をお聞きしながら、福島県や関係省庁と密に連携し、避難者の方々に寄り添った支援に取り組んでまいります。

6	・機構の取組は、「総合科学技術・イノベーション基本計画」の一環であり、広大な大地を活用して県外から新規事業を誘致するものである。 ・住民の主体的復興・再生、地域コミュニティの再興のめども立たない中、なぜ世界に地域社会モデルを示さなければならないのか。 ・機構が目指す創造的復興は地域産業が主軸にならない。 ・国際競争力の強化よりも被災地の復興・再興を優先すべき。 ・我が国の産業競争力の強化より安全安心な暮らしの実現に優先的に取り組むべき。 ・県外からの各種事業の導入を加速させることは、被災者への不安と不信を煽ることになる。 ・機構の取組の前にまずは地域と話し合うべき。 (計7件)	福島国際研究教育機構の取組は、単に震災以前の状態に戻すことを企図するのではなく、「創造的復興」の理念に基づき、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決に資するよう、研究開発やその成果の社会実装・産業化や人材育成を実施するものです。 引き続き地域の皆様のニーズをくみ取りつつ、福島の本格的な復興・再生に資するものとなるよう取り組んでまいります。
7	・福島国際研究教育機構はハンフォードモデルに倣うものと認識しているが、ハンフォードの取組にはイノベーションを起こし国際的にリードするような政策は含まれていないのではないかと。 (計1件)	福島国際研究教育機構では、福島の優位性が発揮できる5分野の研究開発の他、その成果の産業化・社会実装や人材育成等の取組の下、イノベーション等を通じた持続可能な新しい地域社会モデルの実現を目指し、取組を進めてまいります。
8	・長期にわたる予算の確保の保障がないが、福島国際研究教育機構の運営が安定的に可能なのか。 (計1件)	福島国際研究教育機構の取組は、中長期的な対応が必要なものであり、機構の長期・安定的な運営の確保を図るため、必要な予算を確保してまいります。
9	・福島国際研究教育機構は、原発事故の収束に必要な技術開発・人材育成・廃棄物の分析の支援を最優先すべき。 ・世界共通の課題解決とは廃炉ビジネスを指しており、復興予算で廃炉ビジネスを見据えた取組を行うということか。 (計2件)	福島国際研究教育機構では、福島の優位性が発揮できる5分野の研究開発の他、その成果の産業化・社会実装や人材育成等の取組を通して、福島の復興・再生に寄与することを目指しています。そのうち、ロボット分野の研究開発として、廃炉向け遠隔技術の高度化や人材の育成に取り組むこととしております。
10	2023年7月4日に国連人権理事会の特別報告者が、日本政府による避難者に対する政策が差別的であるという報告を行っている。復興再生基本方針でも、自主避難者と強制避難者を差別することなく、すべての避難者の権利を重視していることが分かるような基本方針にすべき。(計1件)	復興施策においては、被災者それぞれの状況に応じて、きめ細かく、寄り添った対応をしてきており、また国際機関に対しても同様な説明を行ってきています。
11	・ALPS処理水を海洋放出するべきではない。 ・汚染水の放出ありきでなく、処分方法について議論するべきではないか。 ・トリチウムを除去するべきではないか。 ・海洋放出は関係者の理解を得られていないのではないかと。 (計9件)	今回の改定内容についての意見ではございませんが、ALPS処理水の処分は、東北の復興のためには先送りできない重要な課題であり、政府として、国民や地元の方々に対して、継続的に丁寧に説明を尽くしていく必要があります。 海洋放出のアプローチについて、トリチウムの扱いも含めて、関連する国際的な安全基準に整合的であるとの評価をIAEAから受けています。 これまでも、政府一丸となって、「基本方針」及び「行動計画」に基づき、科学的根拠に基づいた情報発信等を通じた理解の醸成、風評の払しょくに取り組んできました。今般公表されたIAEA包括報告書の内容も踏まえて、復興庁としてもあらゆる機会を通じて、国内外の関係者に丁寧に説明をすることで、より一層の理解醸成に努めてまいります。